

緊急事態宣言を踏まえ、本校の部活動を次のように実施します（尼崎市内共通）

市立学校共通の部活動については、令和3年4月16日付け尼教保第90号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための市立学校の部活動について（通知）」において通知しておりますが、令和3年4月24日（土）を含み緊急事態措置が実施されている期間における、市立学校共通の部活動の実施については次のとおり通知します。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策を行った上で、適切に運営いただきますようよろしくお願いいたします。

ただし、今後、感染状況等での対応の変更や活動の制限があることを申し添えます。

1 部活動【4月24日（土）～本県に緊急事態措置が実施されている期間】

(1) 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施する。

(2) 感染防止対策

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とする。
- ・活動場所は、原則学校内とする。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

【部活動の取扱い】

【4月24日（土）～本県に緊急事態措置が実施されている期間】

区 分	県内	県外
交流活動（練習試合、合同練習等）	<u>×</u>	×
宿泊を伴う活動（合宿等）	×	×
公式試合（※）	○	○

※なお、各部活動の保護者会が予定されていたと思いますが、緊急事態宣言解除後に実施します。日程等につきましては、部活動顧問より連絡させていただきます。